

平成29年5月25日現在

# 法定相続情報証明制度 の創設に伴う質疑事項集

(凡例)

法 : 不動産登記法 (平成16年法律第123号)

令 : 不動産登記令 (平成16年政令第379号)

規則 : 不動産登記規則の一部を改正する省令 (平成29年法務省令第20号) による改正後の不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号)

準則 : 不動産登記事務取扱手続準則 (平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長通達)

施行通達 : 不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて (平成29年4月17日付け法務省民二第292号民事局長通達)

- 第1 法定相続情報一覧図
- 第2 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出
- 第3 添付書面について
- 第4 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について
- 第5 一覧図の写しの交付等
- 第6 一覧図の写しの再交付
- 第7 法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合
- 第8 連名による申出について

質 疑

回 答

第1 法定相続情報一覧図

1 申出

問1 申出先登記所について、規則第247条第1項に規定される被相続人の本籍地とは、被相続人の死亡時点の本籍地（最後の本籍地）との理解でよいか。

御理解のとおり。

問2 規則第247条第3項第3号に規定する被相続人の最後の住所を証する書面が添付されない場合は、申出先登記所を被相続人の最後の住所地を管轄する登記所とすることはできないと考えるがどうか。

御理解のとおり。

問3 数次相続において、それぞれの相続に係る申出先登記所が異なる場合（例えば、一次相続において、その被相続人Aが所有権の登記名義人となっている不動産を管轄する甲登記所に申出をしようとした場合に、併せて申出をしようとする二次相続の被相続人Bについては、規則第247条第1項本文に掲げられる申出先登記所のいずれにも甲登記所が当たらないときなど）は、一次相続（又は二次相続）に係る申出先登記所において、便宜二次相続（又は一次相続）に係る申出も受領して差し支えないか。

各次の相続に係る申出が併せてされる場合に限り、受領して差し支えない。

問4 申出書及び添付書面は、使者が持参することができるかと考えるがどうか。

御理解のとおり。

問5 法定相続情報を登記官が確認している途中で、申出人が申出の取りやめを求めた場合は、これを認めて差し支えないか。

差し支えない。その場合には、申出書及び添付書面の全てを申出人に返却する。

問6 申出の取りやめは、書面による必要があるか。また、委任による代理人から申出の取りやめをする場合は、取りやめに関する特別な授権が必要か。

いずれもその必要はない。

2 法定相続情報一覧図

問7 続柄について、配偶者を「妻」等として記載された場合に、訂正を求める必要はあるか。

訂正を求める必要はない。

問8 続柄について、子を「長男」等として記載された場合に、

訂正を求める必要はない。

訂正を求める必要はあるか。

- |     |  |   |
|-----|--|---|
| 問9  | 列挙形式の一覧図に関し、相続人である子について、「嫡出子」や「嫡出でない子」との併記があった場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。                              | 訂正（削除）を求める必要はない。  |
| 問10 | 列挙形式の一覧図に関し、兄弟姉妹が相続人であって、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹と父母の双方を同じくする兄弟姉妹がいる場合に、その旨の併記があったとき、訂正（削除）を求める必要があるか。  | 訂正（削除）を求める必要はない。  |
| 問11 | 申出人が相続人として記載されない場合において、法定相続情報一覧図に作成者として署名し、又は記名押印したときは、申出人の記名は、当該作成者の氏名に「申出人」と併記することに代えて差し支えないか。 | 差し支えない。   |
| 問12 | 相続人について、法定相続分の併記があった場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。  | 訂正（削除）を求める必要がある。  |
| 問13 | 被相続人の最後の住所が記載され、かつ、規則第247条第3項第3号に規定する書面が添付されている場合に、被相続人の本籍地の併記があったとき、訂正（削除）を求める必要があるか。           | 訂正（削除）を求める必要はない。  |
| 問14 | 生年月日の記載について、例えば「S30.4.17」というような略記がされた場合に、訂正を求める必要があるか。   | 訂正を求める必要はない。  |
| 問15 | 被相続人の子のうち一人が被相続人よりも先に死亡しており、かつ、当該子に代襲者がいない場合に、一覧図に当該子の氏名、死亡年月日等の記載があったときは、その記載の訂正（削除）を求める必要があるか。 | 訂正（削除）を求める必要がある。  |
| 問16 | 離婚した元配偶者や被相続人よりも先に死亡した配偶者の氏名等が記載された場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。   | 訂正（削除）を求める必要がある。<br>ただし、具体的な氏名、生年月日や死亡年月日が記載されていない場合（単に「元配偶者」や「(女)」と書かれている場合など、その記載によって相続人の子のうち一人との誤認を受けないもの）は、訂正（削除）を求める必要はない。 |

問17	相続人について、相続欠格や相続放棄との併記があった場合に、これらの事由を証する書面が添付されていたとしても、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問18	廃除された推定相続人の氏名等が記載され、何年何月何日に廃除された旨の併記があった場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問19	被代襲者の記載について、「被代襲者」の表記に加え、その者の氏名が記載されている場合に、当該氏名の訂正（削除）を求める必要があるか。	廃除の場合は、訂正（削除）を求める必要がある。
問20	被相続人の登記記録上の住所の併記があった場合に、訂正（削除）を求める必要があるか。	訂正（削除）を求める必要がある。
問21	戸籍に記載のある氏名の字は誤字又は俗字であるが、法定相続情報一覧図に記載された氏名の字が正字であった場合は、どのように対応すべきか。	法定相続情報一覧図への氏名の記載は、戸籍に記載のある字体でも、正字に引き直されたものでも、いずれでも差し支えない。
問22	法定相続情報一覧図は、手書きによるものでも差し支えないか。	差し支えない。
問23	法定相続情報一覧図は、鉛筆書きによるものは認められないと考えるがどうか。	御理解のとおり。
問24	婚姻関係を示す線が一本線で表記された場合に、二本線（二重線）への訂正を求める必要があるか。	求める必要はない。
<b>第2 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出</b>		
問25	委任による代理人における「親族」とは民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族であるとの理解でよいか。	御理解のとおり。
問26	特別代理人（民法第826条等）は、申出を代理することができるかと考えるがどうか。	御理解のとおり。
問27	利用目的のその他欄について、単に「相続手続のため」と記載された場合、更に具体的な手続の名称の記載を求める必要があるか。	求める必要がある。 単に「相続手続のため」と記載されただけでは、提出先を推認することができない

め、例えば、「株式の相続手続」等具体的な記載を求める。

問28 利用目的について、「遺産分割調停の申立てのため」との記載があった場合に、申出を受領して差し支えないと考えるがどうか。

御理解のとおり。

問29 郵送による申出の場合に、申出の年月日は、郵送された申出書及び添付書面を受領した日であるとの理解でよいか。

御理解のとおり。

### 第3 添付書面について

#### 1 被相続人の戸除籍謄本、相続人の戸籍謄抄本等

問30 被相続人の除籍謄本について、いわゆる生殖可能年齢よりも前のものが添付されていなかった場合は、その添付を求める必要があるか。

除籍等が滅失等している場合を除き、求める必要がある（規則第247条第3項第2号）。

問31 数次相続の場合、複数の被相続人に係る法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出が同時にされることがあり得るが、添付書面たる戸除籍謄抄本の一部がそれぞれの申出において兼ねられる場合、当該謄抄本については複数の申出を通じて一通の添付があれば足りることとして差し支えないか。

差し支えない。

問32 市町村の取扱いにより、除籍等の謄本を交付することができない旨の市町村長の証明書が発行されない場合は、除籍等の謄本の交付請求書等に対して、市町村の担当者により交付不能の文言が記載されたものをもって代替することとして差し支えないか。

差し支えない。

問33 施行通達第2の5(1)において、被相続人が日本国籍を有しない場合は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができないとの例示があるが、相続人のうちの一人でも日本国籍を有しない場合も同様であるか。

同様である。

問34 施行通達第2の5(1)に関連し、相続人が帰化者である場合は、その者の戸籍謄本、抄本又は記載事項証明書を添付することができるため、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができると考えるがどうか。

御理解のとおり。

問35 兄弟姉妹が相続人となる場合は、被相続人の父母に係る戸除籍謄本を求める必要があると考えるがどうか。

御理解のとおり。

## 2 申出書記載の申出人氏名・住所と同一の氏名・住所が記載された証明書

問36 規則第72条第2項第1号及び第2号に規定する書面等は、いずれも規則第247条第3項第6号に規定する書面（以下「申出人氏名住所確認書面」という。）に該当すると考えるがどうか。

申出人の住所及び氏名の記載があることを前提に、御理解のとおり。

問37 申出人氏名住所確認書面と規則第247条第4項の規定による住所を証する書面を一通の住民票記載事項証明書で兼ねることは可能か。

可能である。

ただし、申出人氏名住所確認書面は、申出人に返却されないため、設問の場合に申出人が住民票記載事項証明書の返却を求めるときは、当該住民票記載事項証明書の謄本（原本と相違がない旨の記載があるもの）も添付させる必要がある。

問38 申出人氏名住所確認書面について、申出人が成年被後見人であって謄本に原本と相違がない旨を記載することが困難であるなどの場合は、申出人に代わって代理人がその旨を記載することも認められると考えるがどうか。

御理解のとおり。

## 3 代理人権限証明書面

問39 親族による代理について、代理人の権限を証する書面が例えば規則第247条第3項第4号の規定により提出される戸籍謄抄本と同一である場合に、当該代理人の権限を証する書面の添付は省略することができるとして差し支えないか。

差し支えない。

ただし、代理人の権限を証する書面は、その謄本（原本と相違がない旨の記載があるもの）がなければ代理人に返却されないため、左記の場合に代理人が戸籍抄本の返却を求めるときは、当該謄本も添付させる必要がある。

問40 委任状に押印する印鑑は認め印で差し支えないか。

差し支えない。

問41 委任状への記名押印は、署名に代えることができるかと考えるがどうか。

御理解のとおり。

- 問42 委任状に記載する委任事項は、単に被相続人何某の相続  
 手続に関することとあるだけでは足りず、法定相続情報一  
 覧図の保管等申出の件であるとか、相続登記の申請などの  
 具体的な相続手続の件であることを記載する必要があると  
 考えるがどうか。 御理解のとおり。
- 問43 代理人の権限を証する書面のうち、市町村長、登記官そ  
 の他の公務員が職務上作成したもの（例えば、成年後見人  
 が代理する場合における後見登記等ファイルの登記事項証  
 明書）は、作成から3か月以内のものである必要があるか。 必要はない。
- 問44 司法書士法人等が代理する場合に、当該法人の会社法人  
 等番号が申出書に記載されたとしても、当該法人の登記事  
 項証明書の添付は省略することができないと考えるがどう  
 か。 御理解のとおり。
- 問45 保佐人・補助人の代理権目録の記載は、「法定相続情報  
 一覧図の保管及び交付の申出に関する件」という具体的な  
 記載まで求める必要があるか。 求める必要はない。  
 法定相続情報証明制度は、  
 相続手続に利用するものであ  
 るため、当該相続手続に関す  
 る代理権が認められていれば  
 足りる（例えば、「財産の管  
 理・処分」や、「相続に伴う  
 不動産登記の申請」との記載  
 など）。
- 問46 成年後見人等に係る後見登記等ファイルの登記事項証明  
 書に代えて、選任に係る審判書及び確定証明書が添付され  
 た場合は、これを代理人の権限を証する書面として取り扱  
 って差し支えないか。 差し支えない。
- 問47 施行通達第2の5(5)ウにより委任状の原本の返却の求  
 めがあった場合は、当該委任状は他の用途に利用する必要  
 があるという理解をして、返却に応じて差し支えないか。 差し支えない。
- 第4 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について**
- 問48 法定相続情報一覧図における相続人の住所は、相続人の  
 住所を証する書面にあるとおり記載される必要があると考  
 えるがどうか。 御理解のとおり。
- 問49 相続人が複数いる場合に、住所が記載される相続人と記  
 載されない相続人が混在しても差し支えないか。 差し支えない。

問50 本制度において、住所を証する書面に代えて、住民票コードによって住所を確認する取扱いは認められないと考えるがどうか。 御理解のとおり。

## 第5 一覧図の写しの交付等

### 1 不備がある場合の取扱い

問51 法定相続情報一覧図の訂正について、何字削除何字加入などとしていわゆる見え消しの方法による訂正は認められるか。 認められない。  
法定相続情報一覧図の訂正をする場合は、新たに作成し直すか、修正テープ等により直接修正することとなる。

問52 申出書の訂正について、何字削除何字加入などとしていわゆる見え消しの方法による訂正は認められるか。 認められる。

問53 施行通達第2の7(2)ウ(ア)における申出書及び添付書面を返戻する旨の通知は、書面による必要があるか。 必要はない。

問54 施行通達第2の7(2)ウ(イ)において、不備が補完されない場合には、申出があった日から起算して3か月を経過したのち、申出書及び添付書面を廃棄して差し支えないとあるが、具体的な廃棄の時期は例えば年1回など適宜まとめることとして差し支えないか。 差し支えない。

### 2 法定相続情報一覧図の保存

問55 法定相続情報一覧図をスキャナを用いて保存する際に、添付された法定相続情報一覧図の上下左右の全面にわたって記載されているためにスキャナで読み取った際に見切れが生じるなどの場合には、必要に応じて縮小をして読み取るとは差し支えないか。 差し支えない。

### 3 一覧図の写しの交付等

問56 登記所窓口における交付及び返却について、これらを使者が受け取ることは可能であると考えがどうか。 御理解のとおり。

問57 登記所窓口における一覧図の写しの交付及び添付書面の返却について、印鑑を忘失等した場合に、申出の際に添付された申出人氏名住所確認書面と当該交付及び返却の際に提示されたものが同一でない（例えば申出書には申出人氏名住所確認書面として住民票記載事項証明書が添付されて

いるが、登記所窓口において運転免許証の提示を受けたときなど)としても、氏名及び住所により申出人との同一性を確認することができれば、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をして差し支えないか。

問58 登記所窓口における一覧図の写しの交付及び添付書面の返却について、その準備が整ったことを申出人等に連絡することに加え、申出書の受領時等に事前に交付等予定日を伝えても差し支えないか。

差し支えない。

問59 一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を送付の方法によりする場合に、書留郵便や普通郵便などの別は、専ら申出人の意向によって取り扱うものとの理解でよいか。

書留郵便等発送記録が残る方法によることが望ましいが、御理解のとおり。

問60 施行通達第2の7(5)ウの「申出があった日から起算」について、申出の内容に不備があり、補完をした場合には、当該補完をした日が申出があった日とみなされるため、当該補完をした日が起算日となるとの理解でよいか。

御理解のとおり。

## 第6 一覧図の写しの再交付

問61 一覧図の写しの再交付は、法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間が満了するまでの間、応ずることができるとの理解でよいか。

御理解のとおり。

問62 申出人以外の相続人は、再交付の申出をすることができないとの理解でよいか。

御理解のとおり。

申出人以外の相続人が一覧図の写しの交付を受けたい場合には、当初の申出人から再交付の申出に係る委任を受けるとか、又は改めて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることとなる。

問63 申出人の相続人は、再交付の申出をすることが可能か。可能である場合、どのような添付書面を求めることとなるか。

可能である。

その者が申出人の相続人であることを証する書面及びその者の申出人氏名住所確認書面の添付を求めることとなる。

第7 法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合

問64 再度の申出における添付書面は、当初の申出同様、規則第247条第3項各号に掲げられる書面が必要となるとの理解でよいか。

御理解のとおり。

第8 連名による申出について

問65 申出人を複数の相続人とする、いわば連名による申出は可能か。

可能である。

可能である場合、申出書はどのように提供・記載すべきか。

申出書に別紙を付ける等して、申出人の表示を列挙する方法による。

問66 連名による申出において、申出人の住所地を管轄する登記所に申出をする場合は、連名の申出人のいずれか一人の住所地が当該登記所の管轄地に属することで足りると考えるがどうか。

御理解のとおり。

問67 連名による申出の場合は、その申出の取りやめは、連名の申出人の全員から求める必要があると考えるがどうか。

御理解のとおり。

問68 連名による申出において、連名の申出人のうちの一人が委任によって当該申出人の代理人を立てることは可能であると考えがどうか。

御理解のとおり。

問69 連名による申出において、施行通達第2の7(5)アによる申出書の「受取」欄への押印は、連名の申出人のうちのいずれか一人がすることで足りると考えるがどうか。

御理解のとおり。